

渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

協議項目	24-12	各種福祉制度の取扱い	関係項目			
調整方針	<p>1 各種福祉制度については、次のとおり調整する。</p> <p>(1) 障害者計画・高齢者保健福祉計画については、渋川市の見直し時期(平成17年度)に策定する。</p> <p>(2) 障害者福祉・高齢者福祉・児童福祉の各制度については、現行の実施方法を基準とし、市域全体の均衡を考慮し、新市において調整する。</p> <p>ただし、介護慰労金支給事業、敬老祝金支給事業及び長寿者顕彰については、合併時に渋川市の例により統一する。</p> <p>また、児童手当・児童扶養手当・特別扶養手当については、現行のとおりとする。</p>		<p>2 その他福祉事業については、次のとおり調整する。</p> <p>(1) 生活保護に関する事務については、渋川市の例により実施する。</p> <p>(2) 災害援助関係に係る災害援助・災害見舞金及び災害弔慰金については、渋川市の例により統一する。</p>			
現 況						調整理由・課題
1 障害者計画						
細項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村
	・障害者施策の総合的、計画的な推進 ・計画期間(平成15年度～19年度)	未策定	策定予定なし	策定予定なし	15年度策定中(3月まで)	未策定
2 高齢者保健福祉計画						
細項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村
	<p>・介護保険事業計画と一体的に策定し、「渋川市高齢者保健福祉計画」とする。</p> <p>・計画期間： 第1期:平成12～16年度 第2期:平成15～19年度</p> <p>・見直し:3年ごと</p> <p>・整備点検体制:渋川市高齢者保健福祉推進懇談会</p>	<p>・介護保険事業計画と一体的に策定し、「伊香保町高齢者保健福祉計画」とする。</p> <p>・計画期間： 第1期:平成12～16年度 第2期:平成15～19年度</p> <p>・見直し:3年ごと</p>	<p>・介護保険事業計画と一体的に策定し、「小野上村老人保健福祉計画」とする。</p> <p>・計画期間： 第1期:平成12～16年度 第2期:平成15～19年度</p> <p>・見直し:3年ごと</p>	<p>・介護保険事業計画と一体的に策定し、「子持村老人保健福祉計画」とする。</p> <p>・計画期間： 第1期:平成12～16年度 第2期:平成15～19年度</p> <p>・見直し:3年ごと</p>	<p>・介護保険事業計画と一体的に策定し、「赤城村老人保健福祉計画」とする。</p> <p>・計画期間： 第1期:平成12～16年度 第2期:平成15～19年度</p> <p>・見直し:3年ごと</p>	<p>・介護保険事業計画と一体的に策定し、「北橋村老人保健福祉計画」とする。</p> <p>・計画期間： 第1期:平成12～16年度 第2期:平成15～19年度</p> <p>・見直し:3年ごと</p>
<p>1-(1) 【調整理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者計画は、現在策定しているのが渋川市と赤城村のみであるため、新市において現計画(渋川市)の中間年の見直し時期に合わせて、策定する。 ・高齢者(老人)保健福祉計画の第2期計画は、平成15年から平成19年までの5年間を計画期間とするが、3年後に見直しを行うため、その際、新たな計画を策定する。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者計画については、新市における各地域の現状の調査、アンケート調査の実施が必要となる。 						

協議項目		24-12 各種福祉制度の取扱い		関係項目				調整理由・課題	
現				況					
3 高齢者福祉事業								1-(2) 【調整理由】 ・ 介護慰労金は、介護保険給付の抑制につながるため、支給額が充実している渋川市の例による。 【課題】 ・ 介護保険給付の抑制につながるものの、財政負担が増加する。 ・ 伊香保町及び北橋村の単独補助分が廃止となる。	
細項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村			
(1) 介護慰労金	県補助事業 ・ 対象 要介護4又は5に相当する者で過去1年間継続して居宅で介護している介護者。ただし、在宅生活を離れた期間が100日を超えないもの。 ・ 介護慰労金額 100,000円 (県30,000、市70,000円) (平成14年度 56人)	県補助事業 ・ 対象 要介護4又は5に相当する者で過去1年間継続して居宅で介護している介護者。ただし、在宅生活を離れた期間が100日を超えないもの。 ・ 介護慰労金額 60,000円 (県30,000、町30,000円) (平成14年度 2人)	県補助事業 ・ 対象 要介護4又は5に相当する者で過去1年間継続して居宅で介護している介護者。ただし、在宅生活を離れた期間が100日を超えないもの。 ・ 介護慰労金額 60,000円 (県30,000、村30,000円) (平成14年度 4人)	県補助事業 ・ 対象 要介護4又は5に相当する者で過去1年間継続して居宅で介護している介護者。ただし、在宅生活を離れた期間が100日を超えないもの。 ・ 介護慰労金額 80,000円 (県30,000、村50,000円) (平成14年度 25人)	県補助事業 ・ 対象 要介護4又は5に相当する者で過去1年間継続して居宅で介護している介護者。ただし、在宅生活を離れた期間が100日を超えないもの。 ・ 介護慰労金額 60,000円 (県30,000、村30,000円) (平成14年度 52人)	県補助事業 ・ 対象 要介護4又は5に相当する者で過去1年間継続して居宅で介護している介護者。ただし、在宅生活を離れた期間が100日を超えないもの。 ・ 介護慰労金額 60,000円 (県30,000、村30,000円) (平成14年度 12人)			
		国庫補助事業 ・ 対象 要介護4又は5に相当する市町村民税非課税世帯に属する在宅の高齢者で過去1年間介護保険を受けていない者を介護している家族。 ・ 介護慰労金額 100,000円 (国75,000、町25,000円) (平成14年度 0件)				国庫補助事業 ・ 対象 要介護4又は5に相当する市町村民税非課税世帯に属する在宅の高齢者で過去1年間介護保険を受けていない者を介護している家族。 ・ 介護慰労金額 100,000円 (国75,000、村25,000円) (平成14年度 1件)			
		町単独事業 ・ 対象 要介護3で過去1年間居宅で介護している介護者ただし、在宅生活を離れた期間が150日を超えないもの。又は要介護4・5で過去1年間居宅で介護している介護者。ただし、在宅生活を離れた期間が100日を超え150日を超えないもの。 ・ 介護慰労金額 60,000円 (町60,000円) (平成14年度 4人)				村単独事業 ・ 対象 前年度の支給対象者で、過去1年間継続して居宅で介護している介護者。ただし、在宅生活を離れた期間が100日を超えないもの。 ・ 介護慰労金額 60,000円 (村60,000円) (平成14年度 2人)			

協議項目	24-12	各種福祉制度の取扱い					関係項目		調整理由・課題
現							況		
【介護慰労金財政影響額】									
市町村名	合併後			合併前			影響額	1-(2) 【調整理由】 ・敬老祝金については、新市になり対象者が増加するため、年齢の節目において支給することとする。 ・長寿者顕彰については、長寿者が増加傾向にあること、また、渋川市が平成16年度から5万円に改正することから、対象者の多い渋川市の例による。 【課題】 ・敬老祝金、長寿者顕彰の額が低下する町村について、住民の理解を求める必要がある。	
	支給額	人数	合計	支給額	人数	合計			
渋川市	70,000	56	3,920,000	70,000	56	3,920,000	0		
伊香保町	70,000	2	140,000	30,000	2	60,000	80,000		
小野上村	70,000	4	280,000	30,000	4	120,000	160,000		
子持村	70,000	25	1,750,000	50,000	25	1,250,000	500,000		
赤城村	70,000	52	3,640,000	30,000	52	1,560,000	2,080,000		
北橋村	70,000	12	840,000	30,000	12	360,000	480,000		
合計		152	10,570,000		152	7,270,000	3,300,000		
*影響額 = 10,570,000円 - 7,270,000円 = 3,300,000円									
細項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村			
(2) 敬老祝金	・受給資格 80歳、85歳、88歳、90歳に達する人及び99歳以上の人で、その年の9月1日現在で渋川市に居住し住民票に記載されている人 ・対象者 80歳 306人、85歳 182人、88歳 101人、90歳 92人、95歳 15人、99歳以上 24人、該当者 720人 ・祝金の額 80歳、85歳、88歳は 10,000円 (H16年度から5,000円) 90歳、95歳、99歳以上は 20,000円 (H16年度から90歳、95歳は10,000円、99歳以上は20,000円) (平成14年度実績)	・受給資格 80歳以上 基準日は毎年1月1日 ・対象者 80～84歳 100人 85～89歳 60人 90～94歳 34人 95～99歳 9人 100～ 0人 ・祝金の額 80～84歳 10,000円 85～89歳 20,000円 90～94歳 25,000円 95～99歳 30,000円 100～ 50,000円 (平成14年度実績)	・受給資格 80歳以上 基準日に住所のある者 ・対象者 80～84歳 88名 85歳以上 67名 ・祝金の額 80～84歳 5,000円 85歳以上 7,000円 (平成14年度実績)	・受給資格 80歳以上、基準日に住所のある者 ・対象者 80歳～90歳 633人 90歳以上 132人 ・祝金の額 80～89歳 3,000円 90歳以上 5,000円 (平成14年度実績)	・受給資格 基準日に75歳以上の者 9月1日に住民票に記載されている人 ・対象者 75～79歳 744人 80～84歳 459人 85～89歳 240人 90～94歳 91人 95～99歳 19人 100～ 2人 ・祝金の額 75～79歳 3,000円 80～84歳 5,000円 85～89歳 7,000円 90～94歳 10,000円 95～99歳 15,000円 100～ 20,000円 (平成14年度実績)	・受給資格 80歳以上、100歳到達者で1年(3年)以上村内に居住している人 ・平成14年度対象者 80～89歳 501人 90歳～ 93人 100歳 0人 ・祝金の額 80～89歳 5,000円 90歳以上 10,000円 ・85歳祝い 年度内に85歳になる方に祝品(ベスト)を贈呈 ・該当者 40人 (平成14年度実績)			
(3) 長寿者顕彰	・対象者 100歳に達する者 ・祝金 10万円 (H16年度から5万円) ・実績 6人 (14年度実績)	・対象者 100歳に達する者 ・祝金 10万円 ・実績 1人 (14年度実績)	・対象者 100歳に達する者 ・祝金 30万円 (平成15年度～)	・対象者 100歳に達する者 ・祝詞及び慶祝品の贈呈 10万円相当 ・実績 2人 (平成14年度実績)	・対象者 100歳到達者 ・祝詞及び慶祝品の贈呈 5万円相当 ・実績 2人 (平成14年度実績)	・対象者 100歳到達者 ・祝金 30万円 ・実績 0人 (平成14年度実績)			

協議項目		24-12 各種福祉制度の取扱い				関係項目		現況														調整理由・課題					
【敬老祝金支給事業財政影響額】 《合併後》																											
年齢	祝金額	渋川市		伊香保町		小野上村		子持村		赤城村		北橋村		6市町村													
		人数	小計	人数	小計	人数	小計	人数	小計	人数	小計	人数	小計	人数	合計												
80	5,000	306	1,530,000	27	135,000	23	115,000	102	510,000	117	585,000	72	360,000	647	3,235,000												
85	5,000	182	910,000	16	80,000	7	35,000	58	290,000	48	240,000	46	230,000	357	1,785,000												
88	5,000	101	505,000	13	65,000	6	30,000	53	265,000	35	175,000	35	175,000	243	1,215,000												
90	10,000	92	920,000	12	120,000	2	20,000	20	200,000	25	250,000	15	150,000	166	1,660,000												
95	10,000	15	150,000	3	30,000	3	30,000	11	110,000	9	90,000	5	50,000	46	460,000												
99以上	20,000	24	480,000	6	120,000	0	0	6	120,000	2	40,000	1	20,000	39	780,000												
計		720	4,495,000	77	550,000	41	230,000	250	1,495,000	236	1,380,000	174	985,000	1,498	9,135,000												
《合併前》																											
渋川市				伊香保町				小野上村				子持村				赤城村				北橋村				6市町			
年齢	祝金額	人数	小計	年齢	祝金額	人数	小計	年齢	祝金額	人数	小計	年齢	祝金額	人数	小計	年齢	祝金額			人数	小計	年齢	祝金額	人数	小計	合計	
																75~79	3,000			744	2,232,000					2,232,000	
80	5,000	306	1,530,000	80~84	10,000	100	1,000,000	80~84	5,000	88	440,000	80~89	3,000	633	1,899,000	80~84	5,000			459	2,295,000	80~89	5,000	501	2,505,000	9,669,000	
85	5,000	182	910,000	85~89	20,000	60	1,200,000	85~	7,000	67	469,000					85~89	7,000			240	1,680,000					4,259,000	
88	5,000	101	505,000																							505,000	
90	10,000	92	920,000	90~94	25,000	34	850,000					90~	5,000	132	660,000	90~94	10,000			91	910,000	90~	10,000	93	930,000	4,270,000	
95	10,000	15	150,000	95~99	30,000	9	270,000									95~99	15,000			19	285,000					705,000	
99以上	20,000	24	480,000	100~	50,000	0	0									100~	20,000			2	40,000					520,000	
計		720	4,495,000	計		203	3,320,000	計		155	909,000	計		765	2,559,000	計		1,555	7,442,000	計		594	3,435,000	22,160,000			
*影響額 = 9,135,000円 - 22,160,000円 = 13,025,000円																											
(注：渋川市の《合併前》の金額は、比較上、改正後(H16)の額とした。)																											
【長寿者顕彰】																											
市町村名	合併後			合併前			影響額																				
	支給額	人数	合計	支給額	人数	合計																					
渋川市	50,000	6	300,000	50,000	6	300,000	0																				
伊香保町	50,000	1	50,000	100,000	1	100,000	50,000																				
小野上村	50,000	0	0	300,000	0	0	0																				
子持村	50,000	2	100,000	100,000	2	200,000	100,000																				
赤城村	50,000	2	100,000	50,000	2	100,000	0																				
北橋村	50,000	0	0	300,000	0	0	0																				
合計		11	550,000		11	700,000	150,000																				
(注：渋川市の《合併前》の金額は、比較上、改正後(H16)の額とした。)																											

協議項目	24-12	各種福祉制度の取扱い			関係項目			調整理由・課題
現 況							調整理由・課題	
4 児童福祉事業								1-(2) 【調整理由】 ・ 児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当は、国の制度であり、全ての市町村で実施しているため。 【課題】 ・ 受付窓口が複数になると支給管理が困難となるため、検討が必要である。
細項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村		
(1) 児童手当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受給資格 6歳到達後最後の3月31日までの間にある児童(義務教育就学前の児童)の養育者で、所得額が一定未満(扶養人数により異なる)の者 ・ 手当の額(月額) 第1子 5,000円 第2子 5,000円 第3子 10,000円 ・ 延べ人数: 26,898人 (対象児童数: 約2,241人) ・ 給付額: 152,535千円 (平成14年度実績) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受給資格 6歳到達後最後の3月31日までの間にある児童(義務教育就学前の児童)の養育者で、所得額が一定未満(扶養人数により異なる)の者 ・ 手当の額(月額) 第1子 5,000円 第2子 5,000円 第3子 10,000円 ・ 延べ人数: 1,843人 (対象児童数: 約154人) ・ 給付額: 10,760千円 (平成14年度実績) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受給資格 6歳到達後最後の3月31日までの間にある児童(義務教育就学前の児童)の養育者で、所得額が一定未満の者 ・ 手当の額(月額) 第1子 5,000円 第2子 5,000円 第3子 10,000円 ・ 延べ人数: 1,029人 (対象児童数: 約86人) ・ 給付額: 5,965千円 (平成14年度実績) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受給資格 6歳到達後最後の3月31日までの間にある児童(義務教育就学前の児童)の養育者で、所得額が一定未満(扶養人数により異なる)の者 ・ 手当の額(月額) 第1子 5,000円 第2子 5,000円 第3子 10,000円 ・ 延べ人数: 6,083人 (対象児童数: 約507人) ・ 給付額: 35,455千円 (平成14年度実績) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受給資格 6歳到達後最初の3月31日までの間にある児童(義務教育就学前の児童)の養育者で、所得額が一定額未満(扶養人数によりことなる)の者 ・ 手当の額(月額) 第1子 5,000円 第2子 5,000円 第3子 10,000円 ・ 延べ人数: 6,301人 (対象児童数: 約525人) ・ 給付額: 38,200千円 (平成14年度実績) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受給資格 6歳到達後最後の3月31日までの間にある児童(義務教育就学前の児童)の養育者で、所得額が一定未満(扶養人数により異なる)の者 ・ 手当の額(月額) 第1子 5,000円 第2子 5,000円 第3子 10,000円 ・ 延べ人数: 4,763人 (対象児童数: 約397人) ・ 給付額: 28,645千円 (平成14年度実績) 		
(2) 児童扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助率: 国3/4、市1/4 父母の離婚等により、父親と生計を同じくしていない児童を監護、または養育している母子家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図るもの ・ 受給資格 指定条件にあてはまる「18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童」を監護している母親や母にかわってその児童を養育している者に所得に応じて支給する。 ・ 手当の額(月額) 全額支給(所得制限有) 児童1人 42,370円 児童2人 47,370円 一部支給(所得額に応じて算出) 児童1人 10,000 ~ 42,360円 児童2人 15,000 ~ 47,360円 3人以上は、1人につき3,000円ずつ加算 ・ 受給者数: 299人 ・ 給付額: 47,920,600円 (H14年8月より権限委譲の為、平成14年8~12月の4ヶ月の給付実績のみ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助率: 国3/4、県1/4 父母の離婚等により、父親と生計を同じくしていない児童を監護、または養育している母子家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図るもの ・ 受給資格 指定条件にあてはまる「18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童」を監護している母親や母にかわってその児童を養育している者に所得に応じて支給する。 ・ 手当の額(月額) 全額支給(所得制限有) 児童1人 42,370円 児童2人 47,370円 一部支給(所得額に応じて算出) 児童1人 10,000 ~ 42,360円 児童2人 15,000 ~ 47,360円 3人以上は、1人につき3,000円ずつ加算 ・ 受給者数: 40人 ・ 県給付額: 13,147,390円 (平成14年度実績) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助率: 国3/4、県1/4 父母の離婚等により、父親と生計を同じくしていない児童を監護、または養育している母子家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図るもの ・ 受給資格 指定条件にあてはまる「18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童」を監護している母親や母にかわってその児童を養育している者に所得に応じて支給する。 ・ 手当の額(月額) 全額支給(所得制限有) 児童1人 42,370円 児童2人 47,370円 一部支給(所得額に応じて算出) 児童1人 10,000 ~ 42,360円 児童2人 15,000 ~ 47,360円 3人以上は、1人につき3,000円ずつ加算 ・ 受給者数: 2人 ・ 県給付額: 1,112,880円 (平成14年度実績) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助率: 国3/4、県1/4 父母の離婚等により、父親と生計を同じくしていない児童を監護、または養育している母子家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図るもの ・ 受給資格 指定条件にあてはまる「18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童」を監護している母親や母にかわってその児童を養育している者に所得に応じて支給する。 ・ 手当の額(月額) 全額支給(所得制限有) 児童1人 42,370円 児童2人 47,370円 一部支給(所得額に応じて算出) 児童1人 10,000 ~ 42,360円 児童2人 15,000 ~ 47,360円 3人以上は、1人につき3,000円ずつ加算 ・ 受給者数: 67人 ・ 県給付額: 24,744,030円 (平成14年度実績) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助率: 国3/4、県1/4 父母の離婚等により、父親と生計を同じくしていない児童を監護、または養育している母子家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図るもの ・ 受給資格 指定条件にあてはまる「18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童」を監護している母親や母にかわってその児童を養育している者に所得に応じて支給する。 ・ 手当の額(月額) 全額支給(所得制限有) 児童1人 42,370円 児童2人 47,370円 一部支給(所得額に応じて算出) 児童1人 10,000 ~ 42,360円 児童2人 15,000 ~ 47,360円 3人以上は、1人につき3,000円ずつ加算 ・ 受給者数: 40人 ・ 県給付額: 18,873,260円 (平成14年度実績) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助率: 国3/4、県1/4 父母の離婚等により、父親と生計を同じくしていない児童を監護、または養育している母子家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図るもの ・ 受給資格 指定条件にあてはまる「18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童」を監護している母親や母にかわってその児童を養育している者に所得に応じて支給する。 ・ 手当の額(月額) 全額支給(所得制限有) 児童1人 42,370円 児童2人 47,370円 一部支給(所得額に応じて算出) 児童1人 10,000 ~ 42,360円 児童2人 15,000 ~ 47,360円 3人以上は、1人につき3,000円ずつ加算 ・ 受給者数: 30人 ・ 県給付額: 5,465,730円 (平成14年度実績) 		

渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

協議項目		24-12	各種福祉制度の取扱い			関係項目		調整理由・課題
		現			況			
細項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村		
(3) 特別児童扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> 精神または身体に障害のある満20歳未満の児童を養育している者に支給する。 1級 月額 51,550円 2級 月額 34,330円 受給者数：39人 延べ件数：132件 給付額：23,980,930円 (平成14年度実績) 	<ul style="list-style-type: none"> 精神または身体に障害のある満20歳未満の児童を養育している者に支給する。 1級 月額 51,550円 2級 月額 34,330円 受給者数：7人 延べ件数：21人 給付額：3,709,080円 (平成14年度実績) 	<ul style="list-style-type: none"> 精神または身体に障害のある満20歳未満の児童を養育している者に支給する。 1級 月額 51,550円 2級 月額 34,330円 受給者数：1人 延べ件数：3件 給付額：411,960円 (平成14年度実績) 	<ul style="list-style-type: none"> 精神または身体に障害のある満20歳未満の児童を養育している者に支給する。 1級 月額 51,550円 2級 月額 34,330円 受給者数：11人 延べ件数：35件 給付額：6,081,030円 (平成14年度実績) 	<ul style="list-style-type: none"> 精神または身体に障害のある満20歳未満の児童を養育している者に支給する。 1級 月額 51,550円 2級 月額 34,330円 受給者数：14人 延べ件数：33件 給付額：5,908,720円 (平成14年度実績) 	<ul style="list-style-type: none"> 精神または身体に障害のある満20歳未満の児童を養育している者に支給する。 1級 月額 51,550円 2級 月額 34,330円 受給者数：6人 延べ件数：18件 給付額：3,711,600円 (平成14年度実績) 	<p>1-(2) 【調整理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 交通遺児手当、出産祝金、就学援助金、母子家庭等入学祝金については、各市町村独自の事業であり、各々の経緯や実績に配慮すると共に、国の制度等も考慮しながら、合併時まで調整する。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 交通遺児手当については、対象を交通遺児だけでなく、労働災害等による遺児にまで範囲を拡大する一部改正(平成元.3.27)を行った経緯がある一方で、交通遺児育英会等の制度との兼ね合いも含めて検討し、調整する必要がある。 出産祝金は、少子化対策及び定住促進を目的としているが、児童手当や乳児医療助成制度との兼ね合い及び次世代育成支援行動計画や少子化対策の検討の中で調整する必要がある。 就学援助金については、盲学校、聾学校及び養護学校等への就学奨励に関する法律による、特殊教育就学奨励費制度との兼ね合いを含めて検討する必要がある。 母子家庭等入学祝金については、母子家庭の生活水準を上げるため、厚生労働省による支援施策、保健福祉事務所による就労支度資金、教育委員会による入学支度金等、母子家庭を支援する制度との兼ね合いを含めて検討する必要がある。 	
(4) 交通遺児手当	<ul style="list-style-type: none"> 渋川市交通遺児等手当支給条例 月額：2,000円 入学祝金：20,000円 受給者数：1人 延べ件数：12件 給付額：44,000円(H14) 							
(5) 出産祝金		<ul style="list-style-type: none"> 伊香保町出産祝金等支給条例 対象 第三子以上の出産、伊香保小学校、伊香保中学校並びに養護学校等の入学に対し出産祝金または、入学祝金を支給する。出産祝い金は、第三子以上を出産したとき。入学祝い金は、第三子以上で小中養護学校などに入学したとき。 支給額 出産祝い金 200,000円 入学祝い金 100,000円 【平成14年4月1日施行】 (14年度実績 1,700,000円) 出産祝金 2人 入学祝金 中学校7人 " 小学校5人 " 養護学校1人 	<ul style="list-style-type: none"> 小野上村出産祝金支給条例 対象 出産日以前6ヶ月以上村内に住所を有し、居住している者で、将来にわたり村内に居住することが期待できる者に支給する 支給額 児童1につき100,000円 【平成15年4月1日施行】 (15年度予算 1,000,000円) 		<ul style="list-style-type: none"> 出産祝金支給規則 対象 村内に3年以上の住所を有しその者が出産した2児を現在養育し、第3子以上の児童を3か月以上養育している者で、引き続き3年以上在住する見込みのある者 支給額 第3子50万円 第4子100万円 第5子以上 特に認められた額 (14年度実績 7,000,000円) (*平成16年度~ 1子につき10万円) 			
(6) 就学援助金			<ul style="list-style-type: none"> 小野上村特殊児童生徒就学援助条例 対象 村内に住所を有し、特殊学校(盲・ろう・養護学校)に就学する児童生徒に対し、就学援助金を支給する。 支給額 児童生徒1人につき月1,500円 平成14年度対象者1名 					

協議項目		24-12 各種福祉制度の取扱い			関係項目		調整理由・課題
現				況			
細項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	
(7) 母子家庭等入学祝金	<ul style="list-style-type: none"> 母子・父子家庭の児童並びに父母のない児童の小学校及び中学校入学時に祝い金を贈る。(市単独) 支給額 小学校入学：10,000円 中学校入学：20,000円 (*平成16年度～廃止) 	<ul style="list-style-type: none"> 母子父子家庭の児童に小中学校入学・卒業時に記念品を贈呈(町社協単独事業) 			<ul style="list-style-type: none"> 母子父子家庭で中学校卒業時に激励記念品を贈呈 	<ul style="list-style-type: none"> 母子・父子家庭の児童並びに父母のない児童の中学校卒業時に祝い金を贈る。(村単独) 支給額 中学校卒業：10,000円 母子・父子家庭の児童並びに父母のない児童の成人時に祝品を贈る。(村単独) 記念品：2,000円相当 	
5 その他福祉事業							
細項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	2【調整理由】 <ul style="list-style-type: none"> 生活保護に関する事務について、町村は、渋川保健福祉事務所の所管となっているが、新市においては、新市の福祉事務所の事務となるため、渋川市の例による。 災害援助、災害見舞金は、渋川市の制度が充実していることから、渋川市の例による。 災害弔慰金については、内容が同様なため、渋川市の例による。 【課題】 <ul style="list-style-type: none"> 生活保護事務については、保護台帳、電算システムのデータ等、渋川保健福祉事務所から円滑な事務の引き継ぎが必要となる。 災害弔慰金については、町村については、群馬県市町村総合事務組合の制度からの脱退が必要となる
(1) 生活保護関係【H15.4.1 現在】	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護世帯：152世帯 保護受給者人員：192人 保護率：4.0パーミル 支給方法：振込又は現金(窓口)渡し 	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護世帯：14世帯 保護受給者人員：20人 保護率：5.0パーミル 支給方法：現金(窓口)渡し 	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護世帯：3世帯 保護受給者人員：4人 保護率：1.9パーミル 支給方法：現金(窓口)渡し 	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護世帯：14世帯 保護受給者人員：19人 保護率：1.6パーミル 支給方法：振込又は現金(窓口)渡し 	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護世帯：24世帯 保護受給者人員：39人 保護率：3.1パーミル 支給方法：振込又は現金(窓口)渡し 	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護世帯：15世帯 保護受給者人員：19人 保護率：1.8パーミル 支給方法：振込又は現金(窓口)渡し 	
(2) 災害援助、災害見舞金	<ul style="list-style-type: none"> 対象 災害救助法適用基準以下の災害援護(内規) 支給額 全焼 1人世帯 30,000円 2人世帯以上 50,000円 半焼 1人世帯 20,000円 2人世帯以上 30,000円 床上浸水 20,000円以内 死亡 1人につき 50,000円以内 		<ul style="list-style-type: none"> 対象 地震・水害・火災その他不慮の災害によって住宅又は家財の全部又は一部を滅失した場合 支給額 1件 20,000円 	<ul style="list-style-type: none"> 子持村災害等見舞金の支給に関する要綱 対象 台風、豪雨、地震その他異常な自然現象、火災、爆発 支給額 死者 1人 3万円 重傷者 1人 1万円 全壊(全焼) 流失 1世帯 3万円 半壊(半焼) 床上浸水 1世帯 2万円 	<ul style="list-style-type: none"> 赤城村火災補償条例 対象 火災及び風水害により家屋が災害を受けた場合 支給額 最高 200,000円 	<ul style="list-style-type: none"> 北橋村災害見舞金条例 対象 固定資産税の課税対象家屋に災害を受けた場合 支給額 最高 200,000円 	
(3) 災害弔慰金	<ul style="list-style-type: none"> 渋川市災害弔慰金の支給等に関する条例 対象 災害、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象による被害により死亡したとき 支給額 死亡者が生計を主として維持していた場合にあつては500万円 その他の場合にあつては250万円 	<ul style="list-style-type: none"> 群馬県市町村総合事務組合災害弔慰金の支給等に関する条例 対象 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象による被害により死亡したとき 支給額 死亡者が、生計を主として維持していた場合にあつては500万円 その他の場合にあつては250万円 	<ul style="list-style-type: none"> 群馬県市町村総合事務組合災害弔慰金の支給等に関する条例 対象 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象による被害により死亡したとき 支給額 死亡者が、生計を主として維持していた場合にあつては500万円 その他の場合にあつては250万円 	<ul style="list-style-type: none"> 群馬県市町村総合事務組合災害弔慰金の支給等に関する条例 対象 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象による被害により死亡したとき 支給額 死亡者が、生計を主として維持していた場合にあつては500万円 その他の場合にあつては250万円 	<ul style="list-style-type: none"> 群馬県市町村総合事務組合災害弔慰金の支給等に関する条例 対象 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象による被害により死亡したとき 支給額 死亡者が、生計を主として維持していた場合にあつては500万円 その他の場合にあつては250万円 	<ul style="list-style-type: none"> 群馬県市町村総合事務組合災害弔慰金の支給等に関する条例 対象 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象による被害により死亡したとき 支給額 死亡者が、生計を主として維持していた場合にあつては500万円 その他の場合にあつては250万円 	

協議項目	24-12 各種福祉制度の取扱い	関係項目	
現		況	
調整理由・課題			
<p>【関係法令】</p> <p>障害者基本法(抜粋)</p> <p>(障害者基本計画等)</p> <p>第7条の2 政府は、障害者の福祉に関する施策及び障害の予防に関する施策の総合かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「障害者基本計画」という。)を策定しなければならない。</p> <p>2 都道府県は、障害者基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における障害者の状況等を踏まえ、当該都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「都道府県障害者計画」という。)を策定するよう努めなければならない。</p> <p>3 市町村は、障害者基本計画(都道府県障害者計画が策定されているときは、障害者基本計画及び都道府県障害者計画)を基本とするとともに、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第四項の基本構想に即し、かつ、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「市町村障害者計画」という。)を策定するよう努めなければならない。</p> <p>4 内閣総理大臣は、関係行政機関の長に協議するとともに、障害者及び障害者の福祉に関する事業に従事する者の意見を代表すると認められる者並びに学識経験のある者の意見を聴いて、障害者基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。</p> <p>5 都道府県は、都道府県障害者計画を策定するに当たっては、地方障害者施策推進協議会の意見を聴かなければならない。地方障害者施策推進協議会を設置している市町村が市町村障害者計画を策定する場合においても、同様とする。</p> <p>6 政府は、障害者基本計画を策定したときは、これを国会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。</p> <p>7 都道府県又は市町村は、都道府県障害者計画又は市町村障害者計画を策定したときは、その要旨を公表しなければならない。</p> <p>8 第四項及び第六項の規定は障害者基本計画の変更について、第五項及び前項の規定は都道府県障害者計画又は市町村障害者計画の変更について準用する。</p> <p>老人保健法(抜粋)</p> <p>(市町村老人保健計画)</p> <p>第46条の18 市町村は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第2条第4項の基本構想に即して、当該市町村における老人に対する医療等以外の保健事業の実施に関する計画(以下「市町村老人保健計画」という。)を定めるものとする。</p> <p>2 市町村老人保健計画においては、当該市町村における老人に対する医療等以外の保健事業の実施に関し、機能訓練及び訪問指導について確保すべき事業の量の目標その他必要な事項の目標を定めるものとする。</p> <p>3 厚生労働大臣は、市町村が前項の目標を定めるに当たって参酌すべき標準を定めるものとする。</p> <p>4 市町村老人保健計画は、当該市町村の区域における身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障がある老人の人数、その障害の状況その他の事情を勘案して作成されなければならない。</p> <p>5 市町村老人保健計画は、老人福祉法第20条の8に規定する市町村老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならない。</p> <p>6 市町村老人保健計画は、介護保険法第117条に規定する市町村介護保健事業計画と調和が保たれたものでなければならない。7 市町村は、市町村老人保健計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県の意見を聴かなければならない。</p> <p>8 市町村は、市町村老人保健計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。</p>	<p>老人福祉法(抜粋)</p> <p>(市町村老人福祉計画)</p> <p>第20条の8 市町村は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第2条第4項の基本構想に即して、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業(以下「老人福祉事業」という。)の供給体制の確保に関する計画(以下「市町村老人福祉計画」という。)を定めるものとする。</p> <p>2 市町村老人福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 当該市町村の区域において確保すべき老人福祉事業の量の目標 2. 前号の老人福祉事業の量の確保のための方策 3. その他老人福祉事業の供給体制の確保に関し必要な事項 <p>3 市町村は、前項第1号の目標(老人居宅生活支援事業、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設及び特別養護老人ホームに係るものに限る。)を定めるに当たっては、介護保険法第117条第2項第1号に規定する介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み(同法に規定する訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、痴呆対応型共同生活介護及び介護福祉施設サービスに係るものに限る。)を勘案しなければならない。</p> <p>4 厚生労働大臣は、市町村が第2項第1号の目標(養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センターに係るものに限る。)を定めるに当たって参酌すべき標準を定めるものとする。</p> <p>5 市町村老人福祉計画は、当該市町村の区域における身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障がある老人の人数、その障害の状況、その養護の実態その他の事情を勘案して作成されなければならない。</p> <p>6 市町村老人福祉計画は、老人保健法第46条の18に規定する市町村老人保健計画と一体のものとして作成されなければならない。7 市町村老人福祉計画は、介護保険法第117条に規定する市町村介護保健事業計画その他の法律の規定による計画であつて老人の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。</p> <p>8 市町村は、市町村老人福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県の意見を聴かなければならない。</p> <p>9 市町村は、市町村老人福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>介護保険法(抜粋)</p> <p>(市町村介護保険事業計画)</p> <p>第117条 市町村は、基本指針に即して、3年ごとに、5年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画(以下「市町村介護保険事業計画」という。)を定めるものとする。</p> <p>2 市町村介護保険事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み (2) 前号の介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策 (3) 指定居宅サービスの事業又は指定居宅介護支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービスの円滑な提供を図るための事業に関する事項 (4) その他介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図るために市町村が必要と認める事項 <p>3 市町村介護保険事業計画は、当該市町村の区域における要介護者等の人数、要介護者等の介護給付等対象サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。</p> <p>4 市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第20条の8に規定する市町村老人福祉計画、老人保健法(昭和57年法律第80号)第46条の18に規定する市町村老人保健計画その他の法律の規定による計画であつて要介護者等の保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。</p> <p>5 市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、被保険者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>6 市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県の意見を聴かなければならない。</p> <p>7 市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。</p>		

協議項目	24-12 各種福祉制度の取扱い	関係項目	
現 況		調整理由・課題	
<p>児童手当法(抜粋)</p> <p>(支給要件)</p> <p>第4条 児童手当は、次の各号のいずれかに該当する者が日本国内に住所を有するときに支給する。</p> <p>(1) 次のイ又はロに掲げる児童(以下「支給要件児童」という。)を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母 三歳に満たない児童(月の初日に生まれた児童については、出生の日から三年を経過しない児童とする。以下同じ。) 三歳に満たない児童を含む二人以上の児童</p> <p>(2) 父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない支給要件児童を監護し、かつ、その生計を維持する者</p> <p>(3) 児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母であつて、父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない児童を監護し、かつ、その生計を維持するもの。ただし、これらの児童が支給要件児童であるときに限る。</p> <p>2 前項第1号又は第3号の場合において、父及び母がともに当該父及び母の子である児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該児童は、当該父又は母のうちいずれか当該児童の生計を維持する程度の高い者によつて監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。</p> <p>児童扶養手当法(抜粋)</p> <p>(支給要件)</p> <p>第4条 都道府県知事、市長(特別区の区長を含む。以下同じ。)及び福祉事務所(社会福祉法(昭和26年法律第45号)に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。)を管理する町村長(以下「都道府県知事等」という。)は、次の各号のいずれかに該当する児童の母がその児童を監護するとき、又は母がないか若しくは母が監護をしない場合において、当該児童の母以外の者がその児童を養育する(その児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持することをいう。以下同じ。)ときは、その母又はその養育者に対し、児童扶養手当(以下「手当」という。)を支給する。</p> <p>(1) 父母が婚姻を解消した児童 (2) 父が死亡した児童 (3) 父が政令で定める程度の障害の状態にある児童 (4) 父の生死が明らかでない児童 (5) その他前各号に準ずる状態にある児童で政令で定めるもの</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、手当は、児童が次の各号のいずれかに該当するときは、当該児童については、支給しない。</p> <p>(1) 日本国内に住所を有しないとき。 (2) 父又は母の死亡について支給される公的年金給付を受けることができるとき。ただし、その全額につきその支給が停止されているときを除く。 (3) 父若しくは母の死亡について労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)の規定による遺族補償その他政令で定める法令によるこれに相当する給付を受けることができる場合、父の死亡について支給されるこれらの給付を受けることができる母の監護を受けている場合又は父若しくは母の死亡について支給されるこれらの給付を受けることができる者の養育を受けている場合であつて、当該給付の事由が発生した日から六年を経過していないとき。 (4) 父に支給される公的年金給付の額の加算の対象となつていないとき。 (5) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号に規定する里親に委託されているとき。 (6) 父と生計を同じくしているとき。ただし、その者が前項第3号に規定する政令で定める程度の障害の状態にあるときを除く。 (7) 母の配偶者(前項第3号に規定する政令で定める程度の障害の状態にある父を除く)に養育されているとき。</p>	<p>3 第一項の規定にかかわらず、手当は、母に対する手当にあつては当該母が、養育者に対する手当にあつては当該養育者が、次の各号のいずれかに該当するときは、支給しない。</p> <p>(1) 日本国内に住所を有しないとき。 (2) 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第32条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第1条による改正前の国民年金法に基づく老齢福祉年金以外の公的年金給付を受けることができるとき。ただし、その全額につきその支給が停止されているときを除く。</p> <p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律(抜粋)</p> <p>(支給要件)</p> <p>第3条 国は、障害児の父若しくは母がその障害児を監護するとき、又は父母がないか若しくは父母が監護しない場合において、当該障害児の父母以外の者がその障害児を養育する(その障害児と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持することをいう。以下同じ。)ときは、その父若しくは母又はその養育者に対し、特別児童扶養手当(以下この章において「手当」という。)を支給する。</p> <p>2 前項の場合において、当該障害児を父及び母が監護するときは、当該父又は母のうち、主として当該障害児の生計を維持する者(当該父及び母がいずれも当該障害児の生計を維持しないものであるときは、当該父又は母のうち、主として当該障害児を介護する者)に支給するものとする。</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、手当は、障害児が次の各号のいずれかに該当するときは、当該障害児については、支給しない。</p> <p>(1) 日本国内に住所を有しないとき。 (2) 障害を支給事由とする年金たる給付で政令で定めるものを受けることができるとき。ただし、その全額につきその支給が停止されているときを除く。</p> <p>4 第1項の規定にかかわらず、手当は、父母に対する手当にあつては当該父母が、養育者に対する手当にあつては当該養育者が、日本国内に住所を有しないときは、支給しない。</p> <p>5 手当の支給を受けた者は、手当が障害児の生活の向上に寄与するために支給されるものである趣旨にかんがみ、これをその趣旨に従つて用いなければならない。</p> <p>生活保護法(抜粋)</p> <p>(保護の実施機関が変更した場合の経過規定)</p> <p>第83条 町対の福祉事務所の設置又は廃止により保護の実施機関に変更があつた場合においては、変更前の保護の実施機関がした保護の開始又は変更の申請の受理及び保護に関する決定は、変更後の保護の実施機関がした申請の受理又は決定とみなす。但し、変更前に行われ、又は行われるべきであつた保護に関する費用の支弁及び負担については、変更がなかつたものとする。</p>		

協議項目	24-12 各種福祉制度の取扱い	関係項目		調整理由・課題																
現 況																				
6 先進地事例																				
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:25%;">篠山市</th> <th style="width:25%;">西東京市</th> <th style="width:25%;">さぬき市</th> <th style="width:25%;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="231 472 822 1108"> <p>1 国又は県等が定める福祉制度については、その福祉制度の要綱等に準拠して実施する。</p> <p>2 国又は県等が定める福祉制度について、町がその福祉制度の充実を図ることを目的に定めている福祉制度又は事業については、次のとおり実施する。</p> <p>長寿祝金については、西紀町の例による。</p> <p>在宅老人介護手当及び重度心身障害者(児)介護手当については、西紀町の例による。</p> <p>心身障害者扶養共済制度補助制度については、丹南町の例による。</p> <p>福祉資金借入金利子補給制度については、篠山町の例による。</p> <p>3 町独自の福祉制度については、その福祉制度の趣旨や目的が効果的に機能する町の例による。</p> <p>4 地域福祉基金については、合併時に合計額をもって基金を設置する。</p> <p>5 民生委員協議会は統合する。</p> </td> <td data-bbox="822 472 1412 1108"> <p>福祉関係事務事業については、社会経済状況の変化、少子高齢化の進展、介護保険の導入などに伴い、量から質への転換が必要になっていることを踏まえ、今後の福祉施策の方向性を総合的に勘案しながら調整するものとする。また、一律的な経済給付型事業から、サービスの質と効率性への転換を基本とし、スクラップ・アンド・ビルドの原則に立ち、負担公平性及び市民福祉向上の観点に留意し調整するものとする。</p> </td> <td data-bbox="1412 472 2003 1108"> <p>1 各福祉制度における老人福祉施策については、国又は県等の要綱等に準拠しながらサービスの充実に努める。</p> <p>2 敬老年金については、次のとおりとする。</p> <p>〔支給日〕毎年9月15日</p> <p>〔支給額〕80歳～89歳の者/10,000円</p> <p>90歳以上の者/20,000円</p> <p>〔基準日〕9月15日</p> <p>〔支給方法〕現金手渡し</p> <p>3 各福祉制度における児童福祉・障害者福祉・医療等の施策については、国又は県等の要綱等に準拠しながらサービスの充実に努める。</p> <p>4 保育所運営における保育料については、適正な保育料を設定する。</p> <p>5 国民年金印紙購入基金条例は、合併時に廃止する。</p> <p>6 国民年金の収納事務については、国の方針に基づき、合併時に廃止する。</p> <p>7 その他の国民年金事務については、統一を図り実施する。</p> <p>8 同和対策における各種施策等は、国・県の基準により新市において、統一して実施する。ただし、地域改善対策就園就学奨励金及び隣保館の運営については、現行のとおりとする。</p> </td> <td></td> </tr> <tr> <th style="width:25%;">宗像市</th> <th style="width:25%;">東かがわ市</th> <th style="width:25%;">山県市</th> <th style="width:25%;"></th> </tr> <tr> <td data-bbox="231 1108 822 1871"> <p>1 生活保護事業については、国・県の福祉制度に基づき、新市において実施する。</p> <p>2 法外保護費については、制度の基本的な在り方の見直しを含め、合併までに調整する。</p> <p>3 介護保険外の高齢者福祉サービス事業については、国・県の福祉事業の対象となる範囲内で新市において実施する。ただし、それぞれの市町で実施している現行の単独事業については、この限りではない。利用者負担については、介護保険事業等との均衡を図りながら、新市において設定する。</p> <p>4 障害者福祉事業については、国・県の福祉事業の対象となる範囲内で新市において実施する。ただし、それぞれの市町で実施している現行の単独事業については、この限りではない。</p> <p>5 保育所については、両市町において合併までに必要な認可保育所の確保に努める。</p> <p>6 保育所保育料及び特別保育事業については、宗像市の例により調整する。</p> <p>7 学童保育事業については、宗像市の例により調整する。</p> <p>8 寡婦医療制度については、宗像市の例により調整する。</p> <p>9 家庭児童相談室相談員体制については、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>10 戦没者追悼式については、基本的には宗像市の例によりながら、合併までに調整する。</p> </td> <td data-bbox="822 1108 1412 1871"> <p>各種福祉制度の取扱いについては、次のとおり調整する。</p> <p>1 国または県等が定める制度については、現行の実施方法を基準に、新市において調整して実施する。</p> <p>2 地域福祉バス運行事業、患者輸送バス運行事業については、地域全体の均衡を考慮し、新たな制度により実施する。</p> <p>3 身体障害者手帳診断書料助成事業については、白鳥町の例により調整し、実施する。</p> <p>4 敬老年金支給事業については、現行の制度を改め、祝金制度により新市において調整し、実施する。</p> <p>5 保育所の延長保育は、大内町の例により調整し、実施する。</p> <p>6 乳幼児医療費支給事業については、引田町の例により統一し、実施する。</p> <p>7 出生祝金については、3つの区分により祝金を支給する。</p> <p>8 1町または2町で実施されているその他の事業については、新市において調整し、実施する。</p> </td> <td data-bbox="1412 1108 2003 1871"> <p>《福祉医療費助成事業》</p> <p>1 乳幼児医療費助成事業については、新市において、対象者を小学校就学前(6歳に達した日以降における最初の3月31日まで)の児童として実施する。</p> <p>2 重度心身障害者医療費助成事業、重度心身障害老人医療費助成事業、69歳老人医療費助成事業及び母子家庭等医療費助成事業(伊自良村単独事業分を除く。)については、新市において県の補助基準により実施する。</p> <p>3 母子家庭等医療費助成事業における伊自良村単独事業分及び父子家庭医療費助成事業については、廃止とする。</p> <p>《高齢者福祉事業》</p> <p>1 国又は県等が定める制度については、現行の実施方法を基準とし、市域全体で実施するよう新市において調整する。</p> <p>2 各町村独自の制度については、趣旨や目的に沿った効果的な制度として、市域全体で実施するよう新市において調整する。</p> <p>3 高齢福祉関係の事業については、従来の実績等を尊重しつつ市域全体の均衡を考慮し、新市において調整し実施する。</p> </td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					篠山市	西東京市	さぬき市		<p>1 国又は県等が定める福祉制度については、その福祉制度の要綱等に準拠して実施する。</p> <p>2 国又は県等が定める福祉制度について、町がその福祉制度の充実を図ることを目的に定めている福祉制度又は事業については、次のとおり実施する。</p> <p>長寿祝金については、西紀町の例による。</p> <p>在宅老人介護手当及び重度心身障害者(児)介護手当については、西紀町の例による。</p> <p>心身障害者扶養共済制度補助制度については、丹南町の例による。</p> <p>福祉資金借入金利子補給制度については、篠山町の例による。</p> <p>3 町独自の福祉制度については、その福祉制度の趣旨や目的が効果的に機能する町の例による。</p> <p>4 地域福祉基金については、合併時に合計額をもって基金を設置する。</p> <p>5 民生委員協議会は統合する。</p>	<p>福祉関係事務事業については、社会経済状況の変化、少子高齢化の進展、介護保険の導入などに伴い、量から質への転換が必要になっていることを踏まえ、今後の福祉施策の方向性を総合的に勘案しながら調整するものとする。また、一律的な経済給付型事業から、サービスの質と効率性への転換を基本とし、スクラップ・アンド・ビルドの原則に立ち、負担公平性及び市民福祉向上の観点に留意し調整するものとする。</p>	<p>1 各福祉制度における老人福祉施策については、国又は県等の要綱等に準拠しながらサービスの充実に努める。</p> <p>2 敬老年金については、次のとおりとする。</p> <p>〔支給日〕毎年9月15日</p> <p>〔支給額〕80歳～89歳の者/10,000円</p> <p>90歳以上の者/20,000円</p> <p>〔基準日〕9月15日</p> <p>〔支給方法〕現金手渡し</p> <p>3 各福祉制度における児童福祉・障害者福祉・医療等の施策については、国又は県等の要綱等に準拠しながらサービスの充実に努める。</p> <p>4 保育所運営における保育料については、適正な保育料を設定する。</p> <p>5 国民年金印紙購入基金条例は、合併時に廃止する。</p> <p>6 国民年金の収納事務については、国の方針に基づき、合併時に廃止する。</p> <p>7 その他の国民年金事務については、統一を図り実施する。</p> <p>8 同和対策における各種施策等は、国・県の基準により新市において、統一して実施する。ただし、地域改善対策就園就学奨励金及び隣保館の運営については、現行のとおりとする。</p>		宗像市	東かがわ市	山県市		<p>1 生活保護事業については、国・県の福祉制度に基づき、新市において実施する。</p> <p>2 法外保護費については、制度の基本的な在り方の見直しを含め、合併までに調整する。</p> <p>3 介護保険外の高齢者福祉サービス事業については、国・県の福祉事業の対象となる範囲内で新市において実施する。ただし、それぞれの市町で実施している現行の単独事業については、この限りではない。利用者負担については、介護保険事業等との均衡を図りながら、新市において設定する。</p> <p>4 障害者福祉事業については、国・県の福祉事業の対象となる範囲内で新市において実施する。ただし、それぞれの市町で実施している現行の単独事業については、この限りではない。</p> <p>5 保育所については、両市町において合併までに必要な認可保育所の確保に努める。</p> <p>6 保育所保育料及び特別保育事業については、宗像市の例により調整する。</p> <p>7 学童保育事業については、宗像市の例により調整する。</p> <p>8 寡婦医療制度については、宗像市の例により調整する。</p> <p>9 家庭児童相談室相談員体制については、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>10 戦没者追悼式については、基本的には宗像市の例によりながら、合併までに調整する。</p>	<p>各種福祉制度の取扱いについては、次のとおり調整する。</p> <p>1 国または県等が定める制度については、現行の実施方法を基準に、新市において調整して実施する。</p> <p>2 地域福祉バス運行事業、患者輸送バス運行事業については、地域全体の均衡を考慮し、新たな制度により実施する。</p> <p>3 身体障害者手帳診断書料助成事業については、白鳥町の例により調整し、実施する。</p> <p>4 敬老年金支給事業については、現行の制度を改め、祝金制度により新市において調整し、実施する。</p> <p>5 保育所の延長保育は、大内町の例により調整し、実施する。</p> <p>6 乳幼児医療費支給事業については、引田町の例により統一し、実施する。</p> <p>7 出生祝金については、3つの区分により祝金を支給する。</p> <p>8 1町または2町で実施されているその他の事業については、新市において調整し、実施する。</p>	<p>《福祉医療費助成事業》</p> <p>1 乳幼児医療費助成事業については、新市において、対象者を小学校就学前(6歳に達した日以降における最初の3月31日まで)の児童として実施する。</p> <p>2 重度心身障害者医療費助成事業、重度心身障害老人医療費助成事業、69歳老人医療費助成事業及び母子家庭等医療費助成事業(伊自良村単独事業分を除く。)については、新市において県の補助基準により実施する。</p> <p>3 母子家庭等医療費助成事業における伊自良村単独事業分及び父子家庭医療費助成事業については、廃止とする。</p> <p>《高齢者福祉事業》</p> <p>1 国又は県等が定める制度については、現行の実施方法を基準とし、市域全体で実施するよう新市において調整する。</p> <p>2 各町村独自の制度については、趣旨や目的に沿った効果的な制度として、市域全体で実施するよう新市において調整する。</p> <p>3 高齢福祉関係の事業については、従来の実績等を尊重しつつ市域全体の均衡を考慮し、新市において調整し実施する。</p>	
篠山市	西東京市	さぬき市																		
<p>1 国又は県等が定める福祉制度については、その福祉制度の要綱等に準拠して実施する。</p> <p>2 国又は県等が定める福祉制度について、町がその福祉制度の充実を図ることを目的に定めている福祉制度又は事業については、次のとおり実施する。</p> <p>長寿祝金については、西紀町の例による。</p> <p>在宅老人介護手当及び重度心身障害者(児)介護手当については、西紀町の例による。</p> <p>心身障害者扶養共済制度補助制度については、丹南町の例による。</p> <p>福祉資金借入金利子補給制度については、篠山町の例による。</p> <p>3 町独自の福祉制度については、その福祉制度の趣旨や目的が効果的に機能する町の例による。</p> <p>4 地域福祉基金については、合併時に合計額をもって基金を設置する。</p> <p>5 民生委員協議会は統合する。</p>	<p>福祉関係事務事業については、社会経済状況の変化、少子高齢化の進展、介護保険の導入などに伴い、量から質への転換が必要になっていることを踏まえ、今後の福祉施策の方向性を総合的に勘案しながら調整するものとする。また、一律的な経済給付型事業から、サービスの質と効率性への転換を基本とし、スクラップ・アンド・ビルドの原則に立ち、負担公平性及び市民福祉向上の観点に留意し調整するものとする。</p>	<p>1 各福祉制度における老人福祉施策については、国又は県等の要綱等に準拠しながらサービスの充実に努める。</p> <p>2 敬老年金については、次のとおりとする。</p> <p>〔支給日〕毎年9月15日</p> <p>〔支給額〕80歳～89歳の者/10,000円</p> <p>90歳以上の者/20,000円</p> <p>〔基準日〕9月15日</p> <p>〔支給方法〕現金手渡し</p> <p>3 各福祉制度における児童福祉・障害者福祉・医療等の施策については、国又は県等の要綱等に準拠しながらサービスの充実に努める。</p> <p>4 保育所運営における保育料については、適正な保育料を設定する。</p> <p>5 国民年金印紙購入基金条例は、合併時に廃止する。</p> <p>6 国民年金の収納事務については、国の方針に基づき、合併時に廃止する。</p> <p>7 その他の国民年金事務については、統一を図り実施する。</p> <p>8 同和対策における各種施策等は、国・県の基準により新市において、統一して実施する。ただし、地域改善対策就園就学奨励金及び隣保館の運営については、現行のとおりとする。</p>																		
宗像市	東かがわ市	山県市																		
<p>1 生活保護事業については、国・県の福祉制度に基づき、新市において実施する。</p> <p>2 法外保護費については、制度の基本的な在り方の見直しを含め、合併までに調整する。</p> <p>3 介護保険外の高齢者福祉サービス事業については、国・県の福祉事業の対象となる範囲内で新市において実施する。ただし、それぞれの市町で実施している現行の単独事業については、この限りではない。利用者負担については、介護保険事業等との均衡を図りながら、新市において設定する。</p> <p>4 障害者福祉事業については、国・県の福祉事業の対象となる範囲内で新市において実施する。ただし、それぞれの市町で実施している現行の単独事業については、この限りではない。</p> <p>5 保育所については、両市町において合併までに必要な認可保育所の確保に努める。</p> <p>6 保育所保育料及び特別保育事業については、宗像市の例により調整する。</p> <p>7 学童保育事業については、宗像市の例により調整する。</p> <p>8 寡婦医療制度については、宗像市の例により調整する。</p> <p>9 家庭児童相談室相談員体制については、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>10 戦没者追悼式については、基本的には宗像市の例によりながら、合併までに調整する。</p>	<p>各種福祉制度の取扱いについては、次のとおり調整する。</p> <p>1 国または県等が定める制度については、現行の実施方法を基準に、新市において調整して実施する。</p> <p>2 地域福祉バス運行事業、患者輸送バス運行事業については、地域全体の均衡を考慮し、新たな制度により実施する。</p> <p>3 身体障害者手帳診断書料助成事業については、白鳥町の例により調整し、実施する。</p> <p>4 敬老年金支給事業については、現行の制度を改め、祝金制度により新市において調整し、実施する。</p> <p>5 保育所の延長保育は、大内町の例により調整し、実施する。</p> <p>6 乳幼児医療費支給事業については、引田町の例により統一し、実施する。</p> <p>7 出生祝金については、3つの区分により祝金を支給する。</p> <p>8 1町または2町で実施されているその他の事業については、新市において調整し、実施する。</p>	<p>《福祉医療費助成事業》</p> <p>1 乳幼児医療費助成事業については、新市において、対象者を小学校就学前(6歳に達した日以降における最初の3月31日まで)の児童として実施する。</p> <p>2 重度心身障害者医療費助成事業、重度心身障害老人医療費助成事業、69歳老人医療費助成事業及び母子家庭等医療費助成事業(伊自良村単独事業分を除く。)については、新市において県の補助基準により実施する。</p> <p>3 母子家庭等医療費助成事業における伊自良村単独事業分及び父子家庭医療費助成事業については、廃止とする。</p> <p>《高齢者福祉事業》</p> <p>1 国又は県等が定める制度については、現行の実施方法を基準とし、市域全体で実施するよう新市において調整する。</p> <p>2 各町村独自の制度については、趣旨や目的に沿った効果的な制度として、市域全体で実施するよう新市において調整する。</p> <p>3 高齢福祉関係の事業については、従来の実績等を尊重しつつ市域全体の均衡を考慮し、新市において調整し実施する。</p>																		